

公布された規則のあらまし

◇静岡県肥料取締規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

肥料取締法等の改正に伴い、必要な改正を行いました。（題名、第1条、第4条、様式第1号、様式第2号関係）

2 施行期日

この規則は、令和2年12月1日から施行することとしました。

◇静岡県漁業調整規則

1 制定の理由

漁業法の改正等に伴い、規則を制定しました。

2 内容

(1) 県内に住所を有しない者の申請等について定めました。（第2条、第3条関係）

(2) 漁業の許可について定めました。（第4条～第31条関係）

(3) 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置について定めました。（第32条～第47条関係）

(4) 漁業の取締りについて定めました。（第48条～第51条関係）

(5) その他必要な事項について定めました。

3 施行期日

この規則は、令和2年12月1日から施行することとしました。

◇静岡県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則

1 制定の理由

漁業法第26条第1項及び第30条第1項の規定に基づく特定水産資源の漁獲量等の報告に関し必要な事項を定めるため、規則を制定しました。

2 内容

(1) 漁獲量等の報告の方法について定めました。（第2条、様式第1号～様式第3号関係）

(2) 代理人による報告について定めました。（第3条、様式第4号関係）

3 施行期日

この規則は、令和2年12月1日から施行することとしました。

◇静岡県特定水産資源の採捕の停止に関する規則

1 制定の理由

漁業法第33条第2項の規定に基づき、特定水産資源の採捕の停止に関し必要な事項を定めるため、規則を制定しました。

2 内容

特定水産資源の採捕の停止について定めました。（第2条関係）

3 施行期日

この規則は、令和2年12月1日から施行することとしました。

◇海区漁業調整委員会の委員の選挙権及び被選挙権を有する漁業者及び漁業従事者の範囲を拡張する規則等を廃止する規則

1 廃止の理由及び内容

漁業法等の改正等に伴い、次に掲げる規則について廃止することとしました。

- (1) 海区漁業調整委員会の委員の選挙権及び被選挙権を有する漁業者及び漁業従事者の範囲を拡張する規則
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則
- (3) 知事管理量に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕の停止に関する規則

2 施行期日

この規則は、令和2年12月1日から施行することとしました。